









3 口蹄疫特例措置対象自衛官等に係る防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第三項及び前項の規定の例に準じて防衛大臣が定める。  
 (地方公務員等共済組合法施行令の特例)

**第五条** 地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員(同法第六十一条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費 療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。)であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。)に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の第三項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額、同令第二十三条の三の第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額、同令第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める金額並びに同令第五項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める金額については、同令第二十三条の三の第四第一項から第五項まで及び第七項並びに第二十三条の三の第五項各号の規定により定める金額が、それぞれ、同令第二十三条の三の第四第一項第三号中「療養(食事療養及び生活療養を除く。)」のあつた月の属する年度(当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)とあるのは「平成二十二年」と、同令第三項第四号中「健康保険法施行令第四十二条第三項第四号」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫起因して生じた事態に対処するための手当金等」についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第一条第一項の規定により読み替へた場合における健康保険法施行令第四十二条第三項第四号」と読み替へた場合におけるこれらの規定により定める金額を超えるときは、同令第一項から第五項まで及び第七項並びに同令第二十三条の三の第五項各号の規定にかかわらず、当該金額とする。

2 地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象地共済組合員」という。)に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の第六第一項(同令第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の介護合算算定基準額及び同令第二項(同令第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第二十三条の三の七第一項及び第二項(これらの規定を同令第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により定める金額が、それぞれ、同令第一項第三号中「基準日の属する年度の前年度(次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)とあるのは「平成二十二年」と、同令第二項第四号中「健康保険法施行令第四十三条の三第二項第四号」とあるのは「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫起因して生じた事態に対処するための手当金等」についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第一条第三項の規定により読み替へた場合における健康保険法施行令第四十三条の三第二項第四号」と読み替へた場合におけるこれらの規定により定める金額を超えるときは、同令第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該金額とする。

3 口蹄疫特例措置対象地共済組合員に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の第六第二項の介護合算算定基準額及び同令第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第二十三条の三の七第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替へは、総務省令で定める。

基準日(地方公務員等共済組合法健康保険法施行令第四十三条の健康保険法施行令第四十三条の施行令第二十三条の三の六第一項三第一項(同令第三項において三第二項(同令第三項において

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>第一号に規定する基準日をいう。以下この条及び附則第六条において同じ。)</p> <p>対象健康被保険者(口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者、口蹄疫特例措置対象国共済組合員、口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び次条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く。)</p> <p>である者又はその被扶養者である者</p> | <p>健康保険法施行令第四十四条第</p> <p>二項において準用する同令第四十三</p> <p>条の三第一項(同令第四十三</p> <p>条の三第二項(同令第四十三</p> <p>条の三第三項において準用する同</p> <p>令第四十三條の三第三項にお</p> <p>いて準用する場合を含む。))並び</p> <p>に第一條第四項において準用す</p> <p>る同令第三項及び同令第九</p> <p>項</p>            | <p>準用する場合を含む。))並びに</p> <p>第一條第三項及び第七</p> <p>項</p>   |
| <p>基準日において口蹄疫特例措置対</p> <p>象船舶被保険者(口蹄疫特例措置</p> <p>対象国共済組合員及び口蹄疫特例</p> <p>措置対象地共済組合員を除く。)で</p> <p>ある者又はその被扶養者である者</p>   | <p>船舶保険法施行令第十二條第一</p> <p>項(同令第三項において準用す</p> <p>る同令第三項及び同令第九</p> <p>項)並びに第二條第</p> <p>二項及び第五</p> <p>項</p>   | <p>船舶保険法施行令第十二條第</p> <p>二項及び第五</p> <p>項</p>   |
| <p>基準日において口蹄疫特例措置対</p> <p>象国共済組合員(口蹄疫特例措置</p> <p>対象自衛官等を除く。)である者又</p> <p>はその被扶養者(口蹄疫特例措置</p> <p>対象自衛官等の被扶養者を含む。)</p> <p>である者</p>                                      | <p>国家公務員共済組合法施行令第</p> <p>十一條の三の六の三第一項(同</p> <p>十一條の三の六の三第二項(同</p> <p>十一條の三第三項において準用す</p> <p>る場合を含む。))並びに第三條第</p> <p>三項及び第六</p> <p>項</p>   | <p>国家公務員共済組合法施行令第</p> <p>十一條の三の六の三第二項(同</p> <p>十一條の三第三項において準用す</p> <p>る場合を含む。))並びに第三條第</p> <p>三項及び第六</p> <p>項</p>   |
| <p>基準日において口蹄疫特例措置対</p> <p>象自衛官等である者</p>   | <p>防衛省の職員の給与等に関する</p> <p>法律施行令第十七條の六の五第</p> <p>一及び第十七條の六の六第一に</p> <p>第三條第三項及び第六</p> <p>項並びに前條第二</p> <p>項</p>  | <p>国家公務員共済組合法施行令第</p> <p>三條第三項及び第六</p> <p>項</p>   |
| <p>基準日において次条第二項に規定</p> <p>する口蹄疫特例措置対象私学共済</p> <p>加入者である者又はその被扶養者</p> <p>である者</p>  | <p>私立学校教職員共済法施行令第</p> <p>六條において準用する国家公務</p> <p>員共済組合法施行令第十一條の</p> <p>三の六の三第一項(私立学校教</p> <p>職員共済法施行令第六條にお</p> <p>いて準用する国家公務員共済組</p> <p>合法施行令第十一條の三の六の</p> <p>三第三項において準用する場合</p> <p>を含む。))並びに次条第二項及び</p> <p>第五</p> <p>項</p> | <p>私立学校教職員共済法施行令第</p> <p>六條において準用する国家公務</p> <p>員共済組合法施行令第十一條の</p> <p>三の六の三第二項(私立学校教</p> <p>職員共済法施行令第六條にお</p> <p>いて準用する国家公務員共済組</p> <p>合法施行令第十一條の三の六の</p> <p>三第三項において準用する場合</p> <p>を含む。))並びに次条第二項及び</p> <p>第五</p> <p>項</p> |





|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>下この条及び附則第八条において同じ。において口蹄疫特例措置対象健康被保険者（口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者、口蹄疫特例措置対象国共済組合員、口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び口蹄疫特例措置対象私学共済加入者を除く。）である者又はその被扶養者である者</p> | <p>健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三條の三第一項（同令第四十四條第二項において準用する同令第四十二條の三第三項において準用する同令第四十一條第四項において準用する同令第三項及び同令第九項</p> | <p>健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三條の三第二項（同令第四十四條第二項において準用する同令第四十二條の三第三項において準用する同令第四十一條第四項において準用する同令第三項及び同令第九項</p> |
| <p>基準日において口蹄疫特例措置対象船舶被保険者（口蹄疫特例措置対象国共済組合員及び口蹄疫特例措置対象地共済組合員を除く。）である者又はその被扶養者である者</p>   | <p>船舶保険法施行令第十二條第二項（同令第三項において準用する同令第二項を含む。）並びに第二條第二項及び第五項</p>   | <p>船舶保険法施行令第十二條第二項（同令第三項において準用する同令第二項を含む。）並びに第二條第二項及び第五項</p>   |
| <p>基準日において口蹄疫特例措置対象国共済組合員（口蹄疫特例措置対象自衛官等を除く。）である者又はその被扶養者である者</p>  | <p>国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の三第一項（同令第三項において準用する同令第三項及び第六項</p>   | <p>国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の三第二項（同令第三項において準用する同令第三項及び第六項</p>   |
| <p>基準日において口蹄疫特例措置対象自衛官等である者</p>   | <p>防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項及び第十七條の六の六第一項並びに第四條第二項</p>  | <p>国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の三第二項並びに第四條第二項</p>  |
| <p>基準日において口蹄疫特例措置対象地共済組合員である者又はその被扶養者である者</p>   | <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第一項（同令第二項において準用する同令第二項及び第五條第二項及び第五項</p>  | <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第二項（同令第二項において準用する同令第二項及び第五條第二項及び第五項</p>  |
| <p>基準日において口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者又はその被扶養者である者</p>  | <p>私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項（私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第三項において</p> | <p>私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第三項において</p>  |

5 口蹄疫特例措置対象国保被保険者に係る国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第七項の介護合算算定基準額については、同令第二十九條の四の三第五項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の三第一項並びに次條第四項及び第七項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

6 口蹄疫特例措置対象国保被保険者が基準日において国民健康保険法第六條各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日からその資格を喪失することとなる場合における高額介護合算療養費の支給については、国民健康保険法施行令第二十九條の四の四第一項の規定にかかわらず、当該基準日に当該資格を喪失したものとみなして、同令第二十九條の四の二及び第二十九條の四の三並びに前二項の規定を適用する。

7 国民健康保険の世帯主等が国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第一項第一号に規定する計算期間（以下この項において「計算期間」という。）において国民健康保険の世帯主等でない者なり、かつ、当該国民健康保険の世帯主等でない者たる日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他同令第二十九條の四の四第二項の厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、同項の規定にかかわらず、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合において、同項の厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同令第二十九條の四の二及び第二十九條の四の三並びに前二項の規定を適用する。

8 後期高齢者医療の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号に規定する所得額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第一項の規定により算定した額が、同項中「当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）」とあるのは、「平成二十一年」と、「第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の者で同年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第三号に規定する合計所得金額をいう。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額」とあるのは、「第一号に掲げる額」と、同項第一号中「当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合における同項の規定により算定される額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該額とする。

2 後期高齢者医療の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者（以下この条において「口蹄疫特例措置対象高齢被保険者」という。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四條第一項から第三項まで及び第五項の高額療養費算定基準額並びに同令第十六條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額については、同令第十五條第一項から第三項まで及び第五項並びに第十六條第一項各号の規定により定める額が、それぞれ、同令第十四條第七項及び第十五條第一項第四号中「療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項から同令第三項まで及び同令第五項並びに同令第十六條第一項各号の規定にかかわらず、当該額とする。

3 口蹄疫特例措置対象高齢被保険者（その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法

（準用する場合を含む。）並びに前準用する場合を含む。）並びに前条第二項及び第五項 条第二項及び第五項

(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第二百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この項及び第五項において同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む)の条例において同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において同じ。)である場合を除き、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成二十二年分同法の規定による市町村民税が課されない者である場合に限る。については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第七項中「療養のあった月の属する年度(療養のあった月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは、「平成二十二年分」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 口蹄疫特例措置対象高齢被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の介護合算算定基準額については、同令第十六条の三第一項の規定により定める額が、同令第十六条の二第二項中「基準日の属する年度の前年度(第十六条の四第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)」とあるのは、「平成二十二年分」と、同令第十六条の三第一項第四号中「基準日の属する年度(次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)」とあるのは、「平成二十二年分」と読み替えた場合における同項の規定により定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該額とする。

5 基準日(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日をいう。以下この条及び附則第九条において同じ。)において口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である者(基準日の属する月における同令第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める日)においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度(同令第十六条の四第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において同じ。)である場合を除き、基準日の属する月における同令第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成二十二年分同法の規定による市町村民税が課されない者である場合に限る。については、同令第十六条の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)中「基準日の属する年度の前年度(第十六条の四第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)」とあるのは、「平成二十二年分」と読み替えて、同条第二項の規定を適用する。

6 口蹄疫特例措置対象高齢被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第十六条の三第三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

|  |          |
|--|----------|
| 基準日において口蹄疫特例措置健康保険法施行令第四十三条の三健康保険法施行令第四十三条の三<br>置対象健康被保険者(口蹄疫第一項(同条第三項において準用第二項(同条第三項において準用<br>特例措置対象日雇特例被保険者を含む。)並びに第一項第三項を含む。)並びに第一項<br>者、口蹄疫特例措置対象国共三項及び第七項 | 第三項及び第七項 |
| 済組合員、口蹄疫特例措置<br>象地共済組合員及び口蹄疫特<br>例措置対象私学共済加入者を   |          |

除く。)である者又はその被扶養者である者  
基準日において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等である者又はその被扶養者である者

健康保険法施行令第四十四条第二健康保険法施行令第四十四条第二  
項において準用する同令第四十三項において準用する同令第四十三  
条の三第一項(同令第四十四条第三項の三第二項(同令第四十四  
二項において準用する同令第四十二項において準用する同令第四  
三条の三第三項において準用する三条の三第三項において準用する  
場合を含む。)並びに第一項第四項場合を含む。)並びに第一項第四  
項において準用する同条第三項及び第四項において準用する同条第三項及  
び同条第九項

基準日において口蹄疫特例措置対象船舶被保険者(口蹄疫  
特例措置対象国共済組合員及び口蹄疫特例措置対象地共済  
組合員を除く。)である者又は  
その被扶養者である者  
基準日において口蹄疫特例措置対象国共済組合員(口蹄疫  
特例措置対象自衛官等を除く)並びに第三項第三項及び第六  
項(口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む。)であ  
る者

国家公務員共済組合法施行令第十  
一条の三の六の三第二項(同条第  
三項において準用する場合を含む)並びに第三項第三項及び第  
六項  
国家公務員共済組合法施行令第十  
一条の三の六の三第二項(同条第  
三項において準用する場合を含む)並びに第三項第三項及び第  
六項

基準日において口蹄疫特例措置対象私学共済加入者である者  
者又はその被扶養者である者  
私立学校教職員共済法施行令第六  
条において準用する国家公務員共  
済組合法施行令第十一条の三の六  
の三第一項(私立学校教職員共済  
法施行令第六条において準用する  
国家公務員共済組合法施行令第十  
一条の三の六の三第三項において  
準用する場合を含む。)並びに第  
六条第二項及び第五項

国民健康保険法施行令第二十九  
条の三第三項並びに前条第三  
項、第六項及び第七項



に係るものに限る。の額を計算する場合における特定障害者に対する特別障害給付金の支給に  
関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）第四條第二項の規定の適用については、同項中  
二三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者につ  
いては、当該免除に係る所得の額」とあるのは、二三 当該年度分の道府県民税につき、地方  
税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額 四 当  
該年度分の道府県民税につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因し  
て生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例  
に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一條第一項（同條第二項において準用する場合  
を含む。）に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

**第十三条** 児童扶養手当法施行令の特例

第十三条 児童扶養手当法第九條から第十一條まで及び第十二條第二項各号に規定する所得（その  
所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四條第二項第一号に掲げる道府県  
民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一條第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限  
る。）の額を計算する場合における児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四  
條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用  
については、同令第四條第二項中「五 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第  
一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「五 当該  
年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、  
当該免除に係る所得の額 六 当該年度分の道府県民税につき、平成二十二年四月以降において  
発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府  
県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一條第一項  
（同條第二項において準用する場合を含む。）に規定する免除を受けた者については、当該免除に  
係る所得の額」とする。

**第十四条** 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例

第十四条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六條から第八條まで、第九條第二項各号並び  
に第二十條、第二十一條及び第二十二條第二項各号（これらの規定を同法第二十六條の五及び昭  
和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する所  
得（その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四條第二項第一号に掲  
げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一條第一項に規定する免除を受けた者に係  
るものに限る。）の額を計算する場合における特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭  
和五十年政令第二百七号）第五條第二項（同令第八條第三項及び第四項並びに第十二條第四項及  
び第五項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十  
年政令第三百二十三号）附則第四條において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施  
行令第八條第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定  
の適用については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五條第二項中「五 前項に  
規定する道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、  
当該免除に係る所得の額」とあるのは、「五 前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則  
第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額 六 前項に規定  
する道府県民税につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じ  
た事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関す  
る法律（平成二十二年法律第四十九号）第一條第一項（同條第二項において準用する場合を含  
む。）に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

**附則**

**第一条** (施行期日)

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

**第二条** (健康保険法施行令の特例に関する経過措置)

第一条の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び健康保険法施行令第四十三條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める

額並びに同令第四十三條の二第二項第一号（同令第四十四條第二項において準用する場合を含  
む。）に規定する基準日（第一條第七項又は第九項の規定により当該基準日とみなされる日を含  
む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基  
準額について適用する。

**第三条** (船員保険法施行令の特例に関する経過措置)

第三条 第二条の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び船員保険法施行令第十條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並  
びに基準日（第二條第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月  
以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。  
（国家公務員共済組合法施行令の特例に関する経過措置）

**第四条** (国家公務員共済組合法施行令の特例に関する経過措置)

第四条 第三条の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六第一項各号に掲げる療養の区分に応じ  
当該各号に定める金額並びに基準日（第三條第六項の規定により当該基準日とみなされる日を含  
む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基  
準額について適用する。

**第五条** (防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第五条 第四条の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の三第一項各号に掲げる者の  
区分に応じ当該各号に定める金額並びに同令第十七條の六の四第一項第一号に規定する基準日  
（同令第十七條の六の六第一項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同  
月以後の場合における介護合算算定基準額について適用する。  
（地方公務員等共済組合法施行令の特例に関する経過措置）

**第六条** (地方公務員等共済組合法施行令の特例に関する経過措置)

第六条 第五条の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の五第一項各号に掲げる療養の区分に  
応じ当該各号に定める金額並びに基準日（第五條第五項の規定により当該基準日とみなされる日  
を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算  
定基準額について適用する。  
（私立学校教職員共済法施行令の特例に関する経過措置）

**第七条** (私立学校教職員共済法施行令の特例に関する経過措置)

第七条 第六条の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定  
基準額及び準用国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六第一項各号に掲げる療養の区分に  
応じ当該各号に定める金額並びに基準日（第六條第五項の規定により当該基準日とみなされる日  
を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算  
定基準額について適用する。  
（国民健康保険法施行令の特例に関する経過措置）

**第八条** (国民健康保険法施行令の特例に関する経過措置)

第八条 第七条の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合におけ  
る国民健康保険法第四十二條第一項第四号の規定による所得の額の算定、療養のあつた月が同月  
以後の場合における高額療養費算定基準額及び国民健康保険法施行令第二十九條の四第一項各号  
に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日（第七條第七項の規定により当該基  
準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七  
十歳以上介護合算算定基準額について適用する。  
（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の特例に関する経過措置）

**第九条** (高齢者の医療の確保に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第九条 第八条の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合におけ  
る高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定、療養  
のあつた月が同月以後の場合における高額療養費、高額療養費算定基準額及び高齢者の医療の確  
保に関する法律施行令第十六條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに  
基準日（第八條第七項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後

の場合における高額介護合算療養費、介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

(介護保険法施行令の特例に関する経過措置)

第十条 第九条の規定は、介護保険法施行令第二十二条の第三項第一号(同令第二十九条の第三項において準用する場合を含む。に規定する基準日(同令第二十二条の第三項第九号(同令第二十九条の第三項において準用する場合を含む。の規定により当該基準日とみなされる場合を含む。))の属する月が平成二十三年八月以後の場合における医療合算算定基準額及び七十歳以上医療合算算定基準額について適用する。

(国民年金法施行令の特例に関する経過措置)

第十一条 第十条の規定は、平成二十二年以後の国民年金法第三十六条の第三項及び第三十六条の四第二項に規定する所得の額の算定について適用する。

(国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令による改正前の国民年金法施行令の特例に関する経過措置)

第十二条 第十一条の規定は、平成二十二年以後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の第二項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条第二項第一号及び第二号に規定する所得の額の算定について適用する。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第十三条 第十二条の規定は、平成二十二年以後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第二項に規定する所得の額の算定について適用する。

(児童扶養手当法施行令の特例に関する経過措置)

第十四条 第十三条の規定は、平成二十二年以後の児童扶養手当法第九条から第十一条まで及び第十二条第二項各号に規定する所得の額の算定について適用する。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例に関する経過措置)

第十五条 第十四条の規定は、平成二十二年以後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条から第八条まで、第九条第二項各号並びに第二十条、第二十一条及び第二十二条第二項各号(これらの規定を同法第二十六条の五及び昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。))に規定する所得の額の算定について適用する。

附則 (平成二十三年一〇月二二日政令第三二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十三年一二月二八日政令第四三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第五条及び第九条から第十二条までの規定並びに附則第三条及び第五条から第十一条までの規定 平成二十四年八月一日

三 第三条及び第六条の規定並びに附則第四条の規定 平成二十五年四月一日

(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令第七項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十四年八月以後の場合における国民健康保険法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合における同号の規定による所得の額の算定

については、なお従前の例による。

2

第五条の規定による改正後の平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令第八項第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十四年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合における同号の規定による所得の額の算定については、なお従前の例による。